

## 福祉医療給付制度の改善をすすめる会 窓口完全無料化を求める署名提出

### さらなる拡充を求めて

1月26日、長野県庁にて県保険医協会も加盟する福祉医療給付の改善をすすめる会(以下すすめる会)は県の健康新聞に窓口完全無料化を求める署名を提出し懇談を実施、保険医



署名を提出する原副会長(左)

協会からも事務局2名が参加した。すすめる会副会長の原金二氏より山本英紀健康福祉部長に1,669筆の署名を提出、昨年からのものと併せると総計で33,631筆となった。

懇談では、県が市町村のペナルティ分の半額分を補助し全市町村が「現物給付」実施に踏み出したことを評価した上で、すすめる会から以下の3点にわたって要請をした。①県としても通院の際の医療費助成対象を入院と同様中学卒業まで拡大すること。②「受給者負担金」を廃止し窓口完全無料化すること。③県として「現物給付」実

歳までを現物給付とする見通しである。

また、受給者負担として窓口で負担する金額は、県ではレセプト単位で500円を継続する予定。この自己負担金をゼロ(窓口完全無料化)とするのは長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、天龍村、栄村の7町村である。一方で軽井沢町と富士見町の2町が従来300円としていた受給者負担金を500円に引き上げる。

子ども医療費の対象年齢を拡大したのが御代田町、富士見町、高森町の3町でともに中卒までだった対象を高卒まで引き上げる予定。

なお、飯山市は福祉医療費の対象は入院が高卒までだが、現物給付の対象は県基準の中学卒まで、朝日村、山形村及び下條村も福祉医療の対象は入院・通院とともに18歳までだが現物給付の対象は中学卒までとしている。

### 8月からの現物給付化の対象範囲

## 現物給付方式 54市町村で18歳まで

今年8月より、医療機関等の窓口で定額の負担金だけで医療サービスを受けられる「現物給付方式」が導入される。これまで長野県では、一旦医療機関で医療費を支払った後に、受給者負担金を差し引いた額が後日降り込まれる「償還払い方式」が採用されてきた。県の基準では現物給付方式の対象は通院が小学校就学前まで、入院が中学卒業まで(15歳到達後の3月31日まで)としている

が、各市町村の福祉医療の対象年齢は子ども医療の場合高

校卒業まで(18歳到達後の3月31日まで)が多いため、各市町村がどこまで現物給付の範囲と定めるかが注目されていた。

2017年12月末に長野県は各市町村に現物給付方式導入状況の調査を行った結果を公表。入院、通院とともに高卒までを対象とした市町村が54、入院高卒まで・通院中卒までとしたのが2市、入院、通院とともに中卒までとしたところが21市町村で全市町村の7割が18

対象範囲	市町村数	市町村名
高卒まで	54	飯田市、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、松川町、高森町、上松町、長和町、飯綱町、南木曾町、木曾町、池田町、坂城町、小布施町、山之内町、信濃町、飯島町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、南箕輪村、青木村、阿智村、平谷村、根羽村、壳木村、原村、栄村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木祖村、宮田村、大桑村、中川村、麻績村、生坂村、築北村、松川村、白馬村、天龍村、小谷村、高山村、木島平村、小川村
通院中卒まで 入院高卒まで	2	伊那市、駒ヶ根市
中卒まで	21	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、千曲市、東御市、安曇野市、阿南町、下條村、泰阜村、王滝村、山形村、朝日村、野沢温泉村

※ゴシックの町村は窓口負担を完全無料化

施に伴う影響(波及)調査を行うこと。

要請に対し県は、①について、「これまでの様々な議論や制度改正の中で検討されてきたが、制度の拡充には多額の費用がかかる。将来的に変えないつもりは無いが、現時点で通院に対する県の助成対象年齢を拡充する意向はない」と回答した。すすめる会から多額の費用とはどのくらいを試算しているかと質問したが、「試算はしていない」との答えだった。すすめる会は、通院年齢の拡大には長野県市長会が「外来も中学卒業まで拡大することを要望」しており、こうした自治体の要望に県として真摯に向き合ってほしいと伝えた。②については、子育て中の母親から「新聞に窓口無料と書いてあるので願いが届いたのかと思ったが…」と伝えると、県は「窓口負担ゼロは県の立場では応えにくい」と回答。すすめる会では500円の窓口支払いは子育てをしている困窮層に重い負担であることは県の調査でも明らかになつており「子育て先進県」として完全無料化に踏み出して欲しいと要請し



懇談に臨むすすめる会

た。③では「影響調査実施の意向はない」との答えがあり、「現物給付」の波及については県としてもしっかりと調査を行うよう要望した。

また、県に対し概算要求が2017年度当初予算に対して2018年度では額が減少していたことを指摘、県からは「8月からの実施であり1年分でもことがある。また人口も全体的に減っているため抑えられている」と回答した。しかし、その後3月に発表された予算では概算要求よりも予算額は増加している。

すすめる会では、8月の実施が県知事選挙と重なることから、知事選のなかで候補者に今回の要望項目についてあらためて「公開質問状」を予定している。

## 新点数関係の配布書籍等



点数表改定のポイント  
2018年4月  
B5判 約780頁



2018年  
改定の要点と解説  
A4判 224頁

長野県保険医協会では診療報酬改定に伴う新点数検討会に合わせて、保団連発行の新点数書籍類を配布した。医科は「点数改定のポイント2018年4月」で点数検討会参加者には会場配布、未参加の開業医会員については3月下旬に発送する形となっている。歯科は「歯科診療報酬・介護報酬2018年改定の要点と解説」を全会員に3月16日に発送した。どちらもオリジナルの図表やフローチャートを用いて今次改定の要点をわかりやすくまとめている。

また、右下写真的各早見表は、医科歯科とも開業医会員に4月1日に間に合うよう月内着の発送となっている。こちらも、各医療機関において日常的によく使う点数をまとめた1冊となっている。

新点数関係のこれらの書籍類は、会員、会員医療機関の追加



常用点数早見表 診療所用(右)  
B5判24頁  
常用点数早見表 病院用(中央)  
B5判32頁  
歯科点数早見表ブリッジ保険適用(左)  
B5判12頁

分の販売は会員価格で、また定価での一般販売もおこなってい

る。それぞれの価格は、下の表通り。

注文は、長野県保険医協会(電話026-226-0086)まで。

	名 称	定 価	会員 価 格
医科	点数改定のポイント2018年4月	5,000円	3,500円
	診療報酬常用点数早見表 病院用	1,000円	700円
	診療報酬常用点数早見表 診療所用	1,000円	700円
歯科	2018年改定の要点と解説	4,000円	2,800円
	歯科点数早見表ブリッジ保険適用	1,000円	700円